令和5年度第　3回五島市農業委員会総会会議議事録

開 会 日 時	令和5年6月26日　午後2時00分							
閉 会 日 時	令和5年6月26日　午後3時12分							
場　　所	五島市役所新本館 3 階会議室（3-A,B,C）							
農 業 委 員 出 席 委 員 （18 名）	1	南　忠明	2	出口　幸博	3	山﨑　早苗	4	平田　光昭
	5	荒木　富男	6	今里　誠一	7	中村　耕二	8	山本　実雄
	9	小林　善孝	10	古里　善秀	11	寺脇　八夫	12	長尾　五男
	13	上村　孝幸	14	角田　隆章	15	坂瀬　達生	16	本村　　元
	17	寺坂　誠一			19	山田　勝久		
欠 席 委 員 （1 名）	18	林　　賢市						
推 進 委 員 出 席 委 員 （　名）								
欠 席 委 員 （　名）_								
署 名 委 員	2	出口　幸博	4	平田　光昭				
事　務　局	事務局長：吉田　典昭　次長：藤原　勝栄　係長：山口　徳広　事務職員：浜上　研人 嘱託員：井川　勝博							
	分室　富　江：設楽係長　三井楽：阿野係長　奈留：岩下事務職員 岐　宿：川嶌主事　玉之浦：大賀係長							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 17 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 18 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 19 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 20 号	農地法第 5 条の規定による許可後の変更承認申請い係る意見について	可　　決
	議案第 21 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 22 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 23 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 24 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	可　　決

＝午後 2 時 00 分開会＝

□事務局長

それでは、令和5年度　第3回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、18番委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中18名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それと、本日の議案説明においては、譲受人の住所、氏名など、読み上げを一部省略させて頂きます。読上げを省略した事項については議案書の方で確認をお願いします。

それでは、これからの総会の進行を会長にお願い致します。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和5年度第3回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（会長）

それでは、議案第17号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 17 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。

2 ページから 7 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 15 筆、畑 81 筆で、面積は 97,550 ㎡となっております。

4月からの累計は、田 24 筆、畑 103 筆で、合計面積は 135,264.36 ㎡となっております。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決いたします。

議案第１７号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１７号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第１８号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

８ページをご覧ください。

ここで、申し訳ありません。8 ページと 9 ページが同じ内容となっておりますので、今お配りしておりますものと差し替えていただきますようお願いします。

それでは、議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

以上です。

１０ページをご覧ください。

議案第 18 号

１番　権利：所有権移転　有償

所在：野々切町　畑 1 筆　　413 ㎡

譲渡理由：遠隔地に住んでいるため耕作出来ないので、譲受人に譲り渡す。

譲受理由：譲渡し人から譲り受け、耕作を始める。

６月１６日に本山・大浜地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。 以上です。

○議長（会長）

議案第１８号の１番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。議案第１８号の１番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第１８号の１番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第１８号２番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
２番　権利：所有権移転　有償
所在：玉之浦町　畑１筆　　940 ㎡
譲渡理由：体調不良で耕作ができないため譲渡する。
譲受理由：新規に椿の植栽をする。

６月１５日に玉之浦地区協議会において、現地調査などを行っております。 農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。 以上です。

○議長（会長）
議案第１８号２番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第１８号２番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第１８号の２番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第１８号３番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
３番　権利：所有権移転　贈与
所在：上大津町　畑１筆　　857 ㎡
譲渡理由：弟に譲り渡して新規就農を支援する。
譲受理由：姉より譲り受けて農業経営を開始する。

６月１６日に大津地区協議会において、現地調査などを行っております。 農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。 以上です。

○議長（会長）
議案第１８号３番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

□委員
譲受人の所で今まで無職ってるんですけど、これ農業じゃないんですか。農業者だからこそ譲受られるんじゃないですか。そこら辺を説明お願いします。

□事務局
申請の段階では今から新規で農業をやっていくというところで無職とされたと思うんですけど。実際無人市等をされている方なので、農業としても良かったと思いますけれど新規ということで。

□委員
新規ということでこう言う風に。わかりました。

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）挙手がないようですので、採決いたします。
議案第１８号３番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第１８号の３番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第１８号４番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

４番　権利：所有権移転　　有償

所在：野々切町　畑１筆　　１４６㎡

譲渡理由：現在島外在住のため、申請地とともに（野々切町）2814 番 1 の土地及び建物と、2814 番 2 の土地を売買により譲渡す。

譲受理由：現在（野々切町）2814 番 1（隣接地）の建物に借家住まいをしており、申請地を家庭菜園として利用するために譲り受ける。

ここも先程と一緒で新規ですので、無職ということでさせて頂いております。

６月１６日に本山・大浜地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。 以上です。

○議長（会長）

議案第１８号４番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。

―挙手なし―

○議長（会長）

挙手がないようですので、採決いたします。

議案第１８号４番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって議案第１８号の４番は許可されました。

○議長（会長）

次に、議案第１８号５番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

５番　　権利：所有権移転　　贈与

所在：岐宿町　畑 1 筆　　1，188 ㎡

譲渡理由：耕作を休止しており、義弟に贈与する。

譲受理由：贈与を受けて、農業経営をなし耕作する。

６月１６日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。 以上です。

○議長（会長）

議案第１８号５番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。

―挙手なし―

○議長（会長）

挙手がないようですので、採決いたします。

議案第１８号５番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって議案第１８号の５番は許可されました。

○議長（会長）

次に、議案第１９号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第 4 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。11 から 12 ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第１種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、13 ページの議案第 19 号の 1 番をご説明いたします。

権利、所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。

申請地は、平成 10 年から当該地を住宅用地として転用し、現在も同様に使用しております。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地でありま

す。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。
　転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も住宅用地として使用しますので被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理は汲み取り式とし、生活雑排水については、自然浸透式溜桝で処理する計画となっております。

　最後に、14 ページの議案第 19 号の 2 番をご説明いたします。
　権利、所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
　申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、市役所等の支所からおおむね 300m以内の距離にある第3種農地であます。
　申請地は、現状のまま使用することにより、土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
　以上です。

○議長（会長）
　次に、議案第１９号に対する地区協議会会長の報告を求めます。
　質疑は、各地区協議会会長報告のあとに行います。
　始めに、議案第１９号の１番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長
　本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第１９号の１番について、当協議会は去る６月１６日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　本案の申請地は、農地法第４条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

　以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
　本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
　質疑がある方は挙手願います。

　―質疑応答―

○議長（会長）
　挙手がないようですので、つづきまして、議案第１９号の２番に対する岐宿地区協議会会長の報告を求めます。

□岐宿地区協議会会長

岐宿地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第１９号の２番について、当協議会は去る６月１６日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案の申請地は、農地法第４条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で岐宿地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
岐宿地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第１９号の１番から２番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第１９号１番から２番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）
次に、議案第２０号、「農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について」を審議したいと思いますが、本件と議案第２１号「農地法第５条の規定による許可申請に係る意見について」の１番については、それぞれ関連することから、同時に審議いたします。
それでは、議案第２０号の１番及び議案第２１号の１番について事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。議案説明の前に 15 から 16 ページの第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文については第 4 条で説明したとおりです。
以上です。

○議長（会長）
それでは、議案第２０号の 1 番と議案第２１号の１番から２番を審議します。
なお、議案第２０号の１番及び議案第２１号の１番から２番については、１番〇〇委員より農業委員会等に関する法律第３１条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－１番退席－

□事務局
それでは、17 から 18 ページをご覧ください。議案第 20 号の 1 番及び議案第 21 号の 1 番につきましては、関連がありますのでまとめてご説明いたします。

それでは、17 ページの議案第 20 号の１番をご説明いたします。
本案は、令和 5 年 1 月 16 日付けで住宅用地として農地法第５条の転用許可を得た案件でありますが、当該転用事業を必要としなくなったため、承継者による住宅用地として農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。土地の所在、承継者、当初計画者、用途につきましては、議案書のとおりです。
関連して、18 ページの議案第 21 号の１番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第１種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま使用し、境界は擁壁を設置することにより、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、19 ページの議案第 21 号の 2 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第１種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま使用し、境界は擁壁を設置することにより、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
以上です。

○議長（会長）
次に、本案に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長
本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第２０号の１番及び議案第２１号の１番と2番について、当協議会は去る6月１６日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、議案第２０号の１番は、承認相当及び議案第２１号の１番と2番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
本山・大浜地区協議会の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。

議案第20号の1番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告は承認相当、議案第21号の1番から2番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、それぞれ、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号の1番は承認相当、議案第21号の1番から2番は、許可相当と決しました。

1番○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1番出席－

○議長（会長）

続きまして、議案第21号の3番を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

最後に、20 ページの議案第 21 号の 3 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。

申請地は、現状のまま利用することにより土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。近隣農地は、原野化しており営農等への影響はないと思われます。また、ソーラーパネル 216 枚の発電能力 49.5kwの太陽光発電所を設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とする計画です。

以上です。

○議長（会長）

次に、議案第21号の3番に対する三井楽地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は、地区協議会会長報告のあとに行います。

□三井楽地区協議会会長

三井楽地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第21号の3番について、当協議会は去る6月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決

しました。
以上で三井楽地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
三井楽地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。
議案第２１号の3番に対する地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第２１号３番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）
次に、議案第２２号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
21，22 ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。
以上です。

○議長（会長）
それでは、議案の１番1を審議します。
なお、本案については、１１番　○○委員より農業委員会等に関する法律第３１条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－１１番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。23 ページをご覧ください。

1 番 1　　申請地　畑 1 筆　849 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

以上、1 番 1 につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）

それでは、質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第２２号の１番１は原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第２２号の１番１は、原案のとおり可決されました。
１１番○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

○議長（会長）

続きまして、議案第２２号の１番２以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局

続きまして、1 番 2 番以降をご説明いたします。

1 番 2　　申請地　畑 2 筆　4,244 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

2 番　　申請地　樹園地 3 筆　4,569 ㎡
更新で、契約内容は、解除条件付の賃貸借権となっております。

3 番 1　　申請地　畑 3 筆　2,452 ㎡
3 番 2　　申請地　畑 1 筆　783 ㎡

3 番 3　　申請地　畑 1 筆　2,619 ㎡
3 番 4　　申請地　畑 1 筆　1,491 ㎡
3 番 5　　申請地　畑 1 筆　1,199 ㎡
3 番 6　　申請地　畑 1 筆　1,435 ㎡
3 番 7　　申請地　畑 1 筆　2,015 ㎡

以上、3 番各号につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

4 番　　申請地　畑 2 筆　3,982 ㎡
更新で、契約内容は、使用貸借権となっております。

5 番　　申請地　田 2 筆　6,658 ㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

6 番 1　　申請地　畑 3 筆　11,673 ㎡
6 番 2　　申請地　畑 1 筆　3,018 ㎡

以上、6 番各号につきましては、6 番 1 が更新、ほかは新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

7 番　　申請地　田 1 筆、畑 1 筆　9,346 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

8 番　　申請地　田 2 筆　2,477 ㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

9 番　　申請地　田 1 筆　3,372 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

10 番 1　　申請地　田 1 筆　2,264 ㎡
10 番 2　　申請地　田 2 筆　584 ㎡
10 番 3　　申請地　田 7 筆　14,797 ㎡
10 番 4　　申請地　田 2 筆　3,355 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
10 番 5　　申請地　田 1 筆　2,857 ㎡
以上、10 番各号につきましては、新規で、
契約内容は 10 番 1 が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております。

11 番 1　　申請地　田 2 筆　2,701 ㎡
11 番 2　　申請地　田 2 筆　1,408 ㎡
以上、11 番各号につきましては、新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

12 番　　申請地　田 1 筆　　3,168 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

13 番 1　　申請地　田 1 筆　　564 ㎡
13 番 2　　申請地　田 2 筆　　4,075 ㎡
以上、13 番各号につきましては、13 番 1 が新規、ほかは更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
14 番　　申請地　田 2 筆　　3,187 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転についてご説明いたします。
15 番　　申請地　田 1 筆　1,320 ㎡
契約内容は贈与となっております

以上、申請番号 1 番 2～15 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

□委員
10 番の 1 なんですけど、中の方では畑と書いてありますが計のほうでは田と書いてるんで、どちらが正解かなと。

□事務局
こちらは畑の方が正解になりますので、計の田の所が畑になりますので訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（会長）
他にございませんか。他に挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第２２号、貸借（たいしゃく）権設定の１番2から１４番、所有権移転の１５番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第２２号の１番2外２７件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第２３号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたし

ます。
事務局の説明を求めます。

□事務局

参照条文につきましては、議案第 22 号で説明したとおりでございますので省略いたします。
それでは、議案についてご説明いたします。32 ページをご覧ください。

1 番 1　申請地　畑 1 筆　1,213 ㎡
1 番 2　申請地　畑 2 筆　3,146 ㎡
1 番 3　申請地　田 2 筆　2,258 ㎡
1 番 4　申請地　畑 2 筆　5,715 ㎡
1 番 5　申請地　畑 1 筆　4,383 ㎡
1 番 6　申請地　畑 1 筆　3,601 ㎡
1 番 7　申請地　畑 1 筆　615 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1 番 8　申請地　畑 1 筆　6,209 ㎡
1 番 9　申請地　畑 4 筆　4,252 ㎡
1 番 10　申請地　畑 5 筆　15,380 ㎡
1 番 11　申請地　畑 1 筆　4,611 ㎡
1 番 12　申請地　畑 1 筆　3,623 ㎡
1 番 13　申請地　畑 1 筆　2,694 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1 番 14　申請地　畑 7 筆　20,416 ㎡
1 番 15　申請地　畑 1 筆　11,044 ㎡
1 番 16　申請地　畑 1 筆　7,533 ㎡
1 番 17　申請地　畑 1 筆　4,911 ㎡
1 番 18　申請地　畑 1 筆　679 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
1 番 19　申請地　畑 2 筆　3,068 ㎡
1 番 20　申請地　畑 1 筆　1,861 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
1 番 21　申請地　畑 7 筆　12,152 ㎡
1 番 22　申請地　田 1 筆　1,080 ㎡
1 番 23　申請地　畑 2 筆　3,539 ㎡
1 番 24　申請地　畑 2 筆　2,494 ㎡

以上、1 番各号の契約内容は、使用貸借権が 1 番 1、1 番 13、1 番 16、1 番 19 で、ほかは賃貸借権となっております。
以上、1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。
質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長（会長）
質疑を終わり、採決いたします。
議案第２３号、貸借権設定の 1 番 1 から 1 番２４は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第２３号の貸借権設定の１番 1 外２３件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第２４号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、農用地利用集積等促進計画について要約してご説明いたします。40 ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 23 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。41 ページをご覧ください。

1 番 1	申請地	畑 1 筆	1,213 ㎡
1 番 2	申請地	畑 1 筆	6,209 ㎡
1 番 3	申請地	畑 5 筆	15,380 ㎡
1 番 4	申請地	畑 1 筆	4,611 ㎡

以上、1 番各号の契約内容は、1 番 1 が使用貸借権で、ほかは賃貸借権となっております。

2 番　　申請地　　畑 2 筆　3,146 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

3 番　　申請地　　田 2 筆　2,258 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

4 番 1　　申請地　　畑 2 筆　5,715 ㎡
4 番 2　　申請地　　畑 1 筆　615 ㎡
以上、4 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

5 番　　申請地　　畑 1 筆　4,383 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

6 番　　申請地　　畑 1 筆　3,601 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。
7 番　　申請地　　畑 4 筆　4,252 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

8 番 1　　申請地　　田 2 筆　2,052 ㎡
8 番 2　　申請地　　田 1 筆　458 ㎡
以上、8 番各号の契約内容は、使用貸借権となっております。

9 番 1　　申請地　　畑 1 筆　3,623 ㎡
9 番 2　　申請地　　畑 1 筆　679 ㎡
9 番 3　　申請地　　畑 1 筆　1,861 ㎡
9 番 4　　申請地　　畑 7 筆　12,152 ㎡
9 番 5　　申請地　　畑 2 筆　2,494 ㎡
以上、9 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

10 番　　申請地　　畑 1 筆　2,694 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。

11 番 1　　申請地　　畑 7 筆　20,416 ㎡
11 番 2　　申請地　　畑 1 筆　11,044 ㎡
11 番 3　　申請地　　畑 1 筆　7,533 ㎡
11 番 4　　申請地　　畑 2 筆　654 ㎡
11 番 5　　申請地　　畑 3 筆　727 ㎡
以上、11 番各号の契約内容は、11 番 1、11 番 2 が賃貸借権、ほかは使用貸借権となっております。

12 番 1　　申請地　　畑 1 筆　3,382 ㎡
12 番 2　　申請地　　畑 1 筆　4,911 ㎡

12 番 3　　申請地　　畑 2 筆　5,883 ㎡
12 番 4　　申請地　　畑 1 筆　2,677 ㎡
12 番 5　　申請地　　畑 1 筆　3,325 ㎡
12 番 6　　申請地　　畑 1 筆　3,131 ㎡
以上、12 番各号の契約内容は、12 番 2 が賃貸借権、ほかは使用貸借権となっております。

13 番 1　　申請地　　畑 2 筆　3,068 ㎡
13 番 2　　申請地　　畑 1 筆　5,056 ㎡
13 番 3　　申請地　　畑 1 筆　2,722 ㎡
13 番 4　　申請地　　田 1 筆　1,080 ㎡
13 番 5　　申請地　　畑 2 筆　3,539 ㎡
13 番 6　　申請地　　畑 2 筆　1,260 ㎡
13 番 7　　申請地　　畑 1 筆　3,632 ㎡
以上、13 番各号の契約内容は、13 番 1 が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております。

14 番　　申請地　　田 1 筆　1,599 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1 番 1 から 14 番までの計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長（会長）
では、採決いたします。
議案第２４号 1 番 1 から１４番については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第２４号 1 番 1 外３７件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）
議題は以上で終了いたしました。

○議長（会長）

次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項

（1）会議等報告・予定について

（2）令和5年田畑売買価格等に関する調査について

（3）農地所有適格法人要件確認について

（4）その他

について報告

○議長（会長）

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第3回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後 3 時 12 分　閉会＝